

平成28年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成28年 6月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議				議長	
	平成28年 6月8日 午後1時00分				星正彦	
	閉会開議				議長	
平成28年 6月8日 午後2時06分				星正彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成28年第2回鞍手町議会定例会議事日程

6月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第41号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例
- 日程第5 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第10 議案第48号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第49号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第50号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号）
- 日程第13 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第17 議案第55号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第18 議案第56号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年6月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

まず、町長より提出されております、議案第54号の訂正をお手に配布していますのでご確認下さい。

日程第1 議案第39号 専決処分の承認（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第40号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは、提案理由として地方税法の一部また施行令の一部、施行規則の一部の改定によって、今回、町条例の改正が提案されていますが、私が調べたところでは、28年度の税条例の改正について、この第40条の第2項、同項に規定する期間内においてというところが削除されるような改正が探し得ませんでした。

今度の税条例のどの税条例が改正することによって、町条例を改正することになったのか、また、もしもなかったとしたら、何故ここで改正する必要になったのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えします。

議員ご指摘のとおり、今回の改正につきましては、まず地方税法の改正が行われたことにより、税条例を改正することになりました。確かに地方税法の中では、この部分についての改正はあっておりません。

ただこの規定につきましては、現行の税の取り扱いと整合性がとれていない部分ありましたので、今回の税条例の改正と合わせて条例の整理をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何との整合性が取れていないのかがよく分かりませんし、今回どうして今年になって整合性のとれていないのがあるとすれば、分かったのか、どういうふうに整合性が取れていないのかを合わせてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

この個人住民税の納期の定めにつきましては、地方税法では320条で納期の規定があります。それによりますと6月から1月までと、但し特別な事情がある場合においてはこれと異なる納期を定めることが出来るということになっております。

鞍手町におきましては、この特別の事情がある場合ということで、例えば、特別徴収であった方が退職等で普通徴収に変わられた。特に1月中にそういう状況が生まれた場合は、納期が既に1月しかございませんし、その納期以降に退職された方については納期がないということで、現行随一期、随二期という形で2月25日、3月25日というのを定めております。

それを改めて税の賦課の方で確認してありましたところ、条例上の条文上は、特別な事情がある場合において、前項の納期に寄りがないと認められる時は、前項の規定に関わらず前項に規定する期間内において別に納期を定めることが出来ること。

前項の定める期間というのは6月から1月まで、じゃあそれ以外で2月、3月には定められないのではないかとということになりまして、じゃあ随一期、随二期の納期を定めるためには、この同項に規定する期間内ということばを削除するべきではないかとということになりました。

それに合わせて他市町の条例も検証しましたところ、直方市も同じような制度を取っておりますが、直方市、福岡市、北九州市等は既にこれを除いていたということもございましたので、今回条例の改正に合わせて整理をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ただ、この税条例だけを見たら、納期は別に定めるということだけで、例えば、いま言われたように随一、随二のように、2月25日とか3月25日とか、そういうところが定めが

ありませんので、例えば年度内に定めるとか、何か根拠がないと、これ何時までに納めたらいいかというのは、この条例だけを見ると定かではないのです。

これを補完する何か期日を定める何か、補完する規則か何かが必要になるかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

税につきましては、当該年度の税は当該年度内に納付するということが大前提になっております。ということ踏まえまして、ここに何時までという言葉に記載しなくても年度内ということで2月、3月という設定をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第41号 専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第42号 鞍手町ふるさと応援基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

第2条についてお伺いいたします。

基金として積み立てる額は予算に定める額というふうになっておりますが、予算内であれば当然それまでなんだろうが、予算を超してお金が集まった時はどのような対応を考えて

いるのかをお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ふるさと納税で納められた、寄付されました額につきましては、これは今後全額基金に積み立てるということになっておりますので、その年度内に入ったものは、最終的にはその予算を計上して、同額を歳出の方で上げて基金に積み立てるという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、予算を変えて集まった額全部を基金に入れるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

質問議員のおっしゃるとおりで、実績に応じてその予算額を補正させていただくという形になると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

3条で町長が定める事業というふうにあります、別に定める事業というのはどういう事業かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま現在は、4項目ございます。

まず1点目が、便利で快適なうるおいのあるまちづくりの事業。

2点目として、地域の特性を生かした活力のあるまちづくり。

3点目として、ゆたかな心と個性を育むふれあいのまちづくり。

4点目として、1人1人が安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりということで4項目上げております。

今度、この3条に上げている部分につきましては、新たに規則を設けることとしております。その規則の第2条におきまして、まず1点目が、町の基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業が1点目。

2点目に、安全、安心なまちづくりに関する事業。

3点目に、子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに障害教育等を充実に関する事業。

4点目に、高齢者及び障害者福祉の充実並びに健康に関する事業。

5点目に、地域産業振興に関する事業。

6点目に、歴史又は文化の継承に関する事業という6項目を上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

管理の部分ですね。基金に属する現金は金融機関への預金その他、最も確実且つ有利な方法により保管しなければならない、また、最も確実且つ有利な有価証券に替えることが出来るというふうに、どの基金についてもこういうふうに謳ってあるのですが、今回、ふるさと応援基金については、あまり多額にならないような気がするのですが、どういう運用を考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

後ほどご審議いただきます補正予算第1号では、今年度につきましては、500万のふるさと納税を見込んでおります。

今後、このふるさと納税につきましては、先程もちょっとご説明いたしましたとおり、ふるさと納税のあった金額は全て一旦基金に積立てることとしています。そして、その翌年度、今年度で言えば28年度500万あったものについては、一旦28年度500万積立て、29年度にそれぞれ指定にあった事業に充当するというような運用を考えております。

有利な、一般的には定期の運用にはなるかと思えます。定期貯金とか、そういう形にはなるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第43号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第44号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第45号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の23頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、23頁から29頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から42頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

34頁の地域包括支援センター事業ですが、ここは嘱託職員の賃金並びに期末補給賃金、社会保険料など減額が多くあるのですが、ここは、嘱託職員はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

包括支援センターでは、正規の職員は1人配置しておりますが、後、専門職等は嘱託の職員が配置されております。



減額になった理由につきましては、専門職の方が体調不良で11月末で1人退職が出ております。その方の補充が年度内で行うことが出来なかったために、その分の賃金と社会保険料等が減額になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

40頁の予防費、予防接種事業が500万ほど減額になっていますが、この理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

予防接種の事業の中で、日本脳炎とヒブ等の予防接種者が予定より少なかったため減額となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それぞれ幾らの予算に対して幾ら減額になったのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

予算上では、2月と3月分がまだ分からない状態で積算しておりますので、その状況の中で的人数と見込額を言います。

日本脳炎の分が640から505人、マイナスの135人。ヒブが550人から385人と、マイナスの165人となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

衛生費までよかったですか。

42頁の小型浄化槽の設置設備事業が610万程減額になっています。設置するところが少なかったのだらうと思うのですが、理由をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

当初予算では5人槽を10基、7人槽を15基で、合計25基を計上しておりました。実

績としましては、5人槽が7基、7人槽が4基で計11基で、この分を減額しております。  
以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

折角予算計上しているにも関わらず610万も減額せざるを得なかったと、少しでも住環境の整備を進めて行く上では、まだ認可地域になっていないところについては、この補助金を使って行くことがいいのではないかなというふうに思うのですが、この事業についても、広報活動、PRについては最近あまり見ないので、そういったことが少ないことがこういった減額になった理由になるのではないかなと思います。実際PR活動とかはどうされていますか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

下水道につきましては、下水道事業計画区域の拡大にともない、申請数は年々減少傾向でございます。今年度設置された箇所につきましても、新延、新北、小牧の一部、中山の一部などがございます。

どうしても個人申請のために、設置の申請が少ないことは確かでございます。今後広報等を使ってホームページと共に啓発活動に努めたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から49頁まで質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

6款の3目の農業振興費の中の女性農業者の活躍促進事業、これが100万上がっていますが、この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

女性農業者の活躍促進事業補助金について説明します。

事業目的は、女性農業者を対象に能力発揮に向けた取り組みを支援し、女性の視点や発想を生かした農業経営の発展を図ることとであります。

事業内容につきましては、安定した商品製造のための器機整備をすることでございます。今回、女性農業者が独自産業に取り組むため、真空脱気シーラー、冷凍冷蔵庫及び作業台を購入することとして事業に取り組みました。

事業料は217万800円、補助率2分1以内ですので100万円を増額補正しています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今のところですが、これは専決処分になっていますね。公認したということですが、専決処分しないといけないのような事業だったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

この事業につきましては、補助金の交付決定が平成28年2月3日になりましたので、この時期になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、49頁から61頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁の消防費の修繕料で82万6千円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

修繕料の82万6千円につきましては、第2分団のポンプ車が、真空ポンプが壊れているのが3月下旬に分かりましたので、その分を修繕させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

このことは聞いていたのですが、修理代が82万6千円と、特殊な車ですからそれだけ掛かるのかも知れないのですが、これ自体が入札とかということにはならない、1社しか修理出来るところがないのではないですか。

そのために、言い方は悪いのですが、向こうの言い値で修理せざるを得ないということになるのではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますとおり修理出来るところは、普通の自動車部品を扱っているところでは対応は出来ていないと思っております。ですので、消防関係する修理の1社のみしか出来ておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

素人目に見ても、そこまで掛かるような修理かというようなことだというふうに言われるのです。当初100万ぐらい掛かるというふうに向こうからは言われたということですが、その1社しかないというところに原因があると思うのですが、そこを何とか改善すれば、同じ修理でももっと安く出来るのではないのでしょうか。改善の方法とかを考えてないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今回の修繕につきましては、議員がおっしゃいますとおり1社でやっております。この次からは、議員がおっしゃいますとおり他社、消防関係の部品を扱っているところがありましたらそこを探して、競争の原理に従いまして修繕させていただきたいと思っております。

補足なんです、それと、これ3月の下旬なんです、緊急性を要しましたので、そのまま使えない状態でほっておくというのもどうかと思ひまして、至急出来るところを探して、部品を直ぐ調達出来るところを優先してやりました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは緊急性を要するので早く修理しないと、また火災が起こった時に使えないということであってはなりませんので、急いだというのは分かります。

先程、総務課長が言われました、他社で、他に修理出来るようなところを探してと言われていましたが、そういうところがあるのですか。宛があるというか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま把握しましたところ、多分2社、若しくは3社ぐらいだったと思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から22頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

先程の消防費のところ、50頁の防犯費、工事請負費のマイナス分についての理由等を教えていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

防犯費の工事請負費の減額というのは、防犯灯の工事を計画しておりました。役場の前から葬祭場を通りまして藺牟田団地の前までの、距離にしまして1,330メートルを予定しておりましたが、実際役場の前から斎場までというのは、道路幅も狭く、防犯灯を立てることが困難であり、農作物の影響も考慮した結果、鞍手の斎場から藺牟田団地の前までの、距離にしまして595メートルを設置いたしました。その分の減額になっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の女性の農業者の部分も含めてなんですが、今回の提案理由としては、国の交付税等の確定、それから執行残ということの提案理由で、一般会計の専決処分ということで、全体を見ても、今議会で一般議案が追加議案を入れて18件、その内の10件が専決処分なんですよね。

半分以上が専決で先に執行されたらというか、特に専決処分については、議会を開くいとまがないというような状況もあると思うのですが、それと法律の改正が4月1日からになったので、そういうことに関してはしょうがないと思うのですが、予算等に関しては出来るだけ専決処分は無くしていただきたいと、今回の一般会計も含めてですが、その点について

町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お金にまつわることですので、財政政策推進課の方に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

予算の専決処分につきましては、これまでも専決処分につきまして最終的に年度末におきまして不用額等を減額するというのが主な目的で、決算に近いような形で最終的な予算を編成するという形をこれまでずっととってきておりますので、これにつきましては、今後もやはり予算をそのまま残すと不用額が可成り大きな数字になって来て、翌年度に繰越というような状況にもなりますので、そういう意味では、今後もこの3月末、31日付けの専決処分というのは行っていくものだと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

不用額というか、執行残だとかということに関してはいいと思います。ただ、いくら緊急性を要するといっても、先程の農業のあれも何時支払ったのか、何時購入したのか聞いていませんでしたけれども、今回の6月定例会での補正予算でも良かったのではないだろうかというふうにも思うわけです。

議会は、審議してOKですよという審議機関ですよ。そこを通さずにするのが専決処分ですよ。それを、全般に言ったら半分以上が専決処分で行われていると。

昔、このことで大分問題になりました。議会軽視ではないかというようなことも多々言われて来た部分もありますので、その分は重々踏まえて、今後もその執行残等に関しては良いかも知れませんが、しかし新たな予算を付けるだとかということに関して、専決処分を今後もやって行くとかということは止めていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

これからは、やはり重要な案件、程度にもよるかと思いますが、極力皆さん方には、ちょっとご足労とご迷惑をおかけするかも知れませんが、臨時議会なりを通じて、揉んでいただいて、通して行きたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

60頁の教育費の幼稚園の就園奨励費333万の減額なんですが、これはこれでいいと思うのですが、開会時の議案提案説明書の中では、ここの数字が2,570万の減額となっているのです。おそらく町長はこの金額で言われたのではないかなと思うのですが、違うにしてもあまり数字が大きいのので、ちょっと気になってお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

町長が提案説明の時に申されました減額の2,570万につきましては、これは教育費全体の減額の数字になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

理由は分かったのですが、この提案の時のこの言葉がそのまま実際生きて行くのです。ですから、そこところは慎重にさせていただいて、今後こういう間違いがないようにしていただかないと、これはちょっと教育費全体の減額でしたじゃなかなかすまないのではないかなと思うのですが、そこはどうですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の提案説明の中で4頁になるのですが、10款の説明になります。

10款 教育費では、7項 幼稚園費において、幼稚園就園奨励費の確定等によりというふうにしておりますので、決してここの金額が就園奨励費だけということでご説明はしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

た。

次に、日程第 8 議案第 4 6 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 6 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 6 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 4 7 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 4 8 号 専決処分の承認(平成 2 7 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○ 4 番 宇田川 亮君**

今回、国債を売ってと言われたのですか。一般質問の答弁の時に国債の売り買いを繰り返して大分儲けたと、3 億円儲けたとかの答弁もあったと思うのですが、ちょっと私は理解が出来なかったなので、その点どういうふうに、どう運用していったのかというのを教えて下さい。

**○ 議長 星 正彦君**

農政環境課長。

**○ 農政環境課長 篠原 哲哉君**

今回、かんがいの国債につきまして 1 8 億円を 1 1 4 円で売っています。それで、今回 2 億 5, 9 0 0 万ほどの益が出ましたので補正させていただいております。以上です。

**○ 議長 星 正彦君**

宇田川亮君。



○4番 宇田川 亮君

18億円を114円で売ってと言われましたが。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

普通100円を100円で売れば18億円返って来るのですが、今回マ스ナス金利等で価値が上がりまして114円で売っていますので、以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第49号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第50号 専決処分の承認(平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第51号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費について、12頁から17頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁のふるさと納税推進費の中で、記念品料として240万円が上がっていますが、どういったものを記念品として考えているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま現在、記念品につきましては、ぶどう、卵、イチゴというふうになっております。

今後、これにつきましては、町内の商工会なりJAさんを通じて、町内にあります、例えば、牛肉とか肉の加工業者さんもいらっしゃいますし、その他、農産物等がございましたら、そういうのをどんどん上げて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まだ具体的には、ぶどう、卵、イチゴ以外には決まっていないということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

ある程度の想定の部分がございますけれども、まだこれは生産者等にはご相談していませんので、この場では控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

15頁の同じくふるさと納税の件ですが、ここにふるさと納税委託料として114万円ほど上がっています。これについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この委託料114万1千円につきましては、まず主なものとしたしましては、まず初期費用としたしまして15万円程度、それから毎月のサイト使用料等で3万4千円、それから、この寄付に対する手数料につきましても、一応今の段階では1件あたり8%と想定していますので、500万円に対する8%と消費税ということで43万2千円。その他、毎月の管理費等で30万2千円等がございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これはどこに委託されるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

このふるさと納税の業者さんは、概ね4社ないし5社今あります。これにつきましては、先進自治体がございますので、そういうところで情報を収集いたしまして、この業者さんを選考したいと思います。

ただ、選考にあたりましては、金額の安いというだけではなく、サービスの内容についても検討して、鞍手町に相応しいような形の業者を選考して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その次の積立金なんですが、ここで500万程計上されています。先程のふるさと納税の条例の中で、2条に予算を計上するということで、ここに500万上がっていると思うのですが、一方歳入の方を見ますと、寄付金としては300万しか上がっていないのです。

寄付金が300万でありながら積立金を500万予算を計上するというのは、どういうふうに考えていいのか理解が出来ないのですが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

歳入の方は補正額を上げさせていただいております。当初予算につきましては、歳入はふるさと納税は200万円という歳入を計上させていただいておりますので、その500万円として、その差額分を計上させていただいております。そして歳入歳出を同額という形にさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について、16頁から17頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

17頁の商工費ですが、ふっくらくらで町おこし協議会補助金が971万7千円付いて、歳入を見ると、その分がそっくり、2000円の差額はありますが、返還金として上がっていますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これは、ふっくらくらで協議会が農林水産省所管の都市農村共生対流対策事業、こういうものに応募しまして、補助金の交付決定を受けました。

これは協議会でございます。但し、必要な財源を持っておりませんので、この財源を調整するために今回補正を上げております。

この事業は、10分10の財源が入ってまいりますので、事業完了後に協議会から町の方に全額返還するというので、こういうふうな予算を組まさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは、何もしなかったから返還ということじゃなくて、ちょっともう一度詳しく。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

すみません。分かりやすく言いますと、協議会が申請して、協議会にしかお金が入ってまいります。県の支出金とか補助金という形で町に直接入ってまいりますので、一旦協議会の通帳にお金が入ってまいりますので、全額町に戻していただくということです。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

歴史民族博物館のところの復旧事業として211万程上がっています。特に、ここ印刷製本費が127万ほど上がっていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

先ず、この事業について説明をさせていただきます。

公益法人財団のアイヌ文化振興研究推進機構に対しまして、企画展の助成金を申請してお

りましたところ、これが承認されましたので、これに基づきまして平成28年度の企画展、筑豊から見るアイヌの歴史と文化展を、10月8日から12月11日の間で開催するような計画を立てております。これに関する予算を上げさせていただいております。

まず、いま言われました印刷製本費でございますが、これにつきましては、ポスター、チラシ等の印刷、そういうものについての費用として上げさせていただいております。

以上です。

**○議長 星 正彦君**

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から11頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

先程のふるさと納税の関係ですが、ふるさと寄付金が当初予算と合わせて500万と、そのまま積み立てるとということと別に記念品代が240万ついて、その他にふるさと納税委託料ということで、また別にお金が掛かると。

結局、よく考えたら、納税してもらったらよけいお金を使わないと行けないというような感じになって来るのではないのでしょうかと思って、例えば、ふるさと納税が入れば入るだけ記念品代ももの凄く額が膨れ上がって、だけどそれは省いて、入った分をそのまま基金に積立てるという形になって来るので、そうしたら、どんどん倍使っていくかないといけないような感じになって来るのではないのでしょうか。

**○議長 星 正彦君**

政策推進課長。

**○政策推進課長 三戸 公則君**

いまご質問いただきました議員の内容になるかと思えます。本来のふるさと納税制度の趣旨について、返礼品については、あくまでも自治体の好意というか、28年の4月1日から総務大臣通知があつていますように、この当該寄付につきましては、経済的利益の無償の供与であるということを踏まえまして、この返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示による募集をしてはいけないというふうな形にもなっておりますので、基本的にはふるさと納税としていただいた分はふるさと納税として、その使用目的については、それに準じた形で整理する。

おっしゃいますように、当然返礼品を送ります。当然そこは一般財源を充てております。

当然ふるさと納税としていただいて、その指定された事業には充てると、そこは当然一般財源が浮くという考えに至って、回り回れば全体的には一般財源と、返礼品の分は相殺されるという考え方にはなるのだとは思いますが、一応形的にはこのような形を取るよう考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

同じくふるさと納税のことですが、考え方としては私は良いと思いますし、他の自治体を見ても、隣の福智町のように10億を超えるふるさと納税を集めているところもあります。

そういった意味では、是非ともこれをどんどん他の市町村のように、集まるような自治体になればいいというふうには思うのですが、ただ、今までの実績としては、鞍手町は120万から130万ぐらいしか上がっていないのです。

先程の返礼品の話聞いても、今までとあまり変わらないということから考えれば、500万程の納税が集まればぎりぎり少しいかなとは思いますが、今までと変わらない納税額ということになれば、今回、この委託料も含めてかなりの経費が掛かるようになりますから、返って赤字になるというか、マイナスになるのではないかなということも懸念されます。その点については、どのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

近隣のふるさと納税の状況の中で、今回インターネットによるクレジット決済を導入された団体で、直方市さんと小竹町さんがございます。

参考までに数字を申しますと、直方市さんにおきましては、平成26年度15件で約260万のふるさと納税があったのが、平成27年の年度の途中から、このクレジット決済によるふるさと納税の制度を導入されまして、15件だったものが4,241件まで件数は増えているということで、納税額につきましても、約260万の額が6,100万まで拡大していると。

それから、小竹町さんにつきましても、平成26年度は72件で約340万円の納税の寄付があっていましたが、これが平成27年度の年度の途中に導入されまして757件、約10倍の件数が増えて、額につきましては約1,690万という額にもなっていると。

やはり、これまでは本町におきましては納付書によるふるさと納税の手続きしかありませんでした。これはやはり納税者の方からすると、やはり利便性が悪いとか、ふるさと納税をしにくかったという点がございますので、こういうものを改善して、まずこの500万円の目標額、予算額に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

クレジット決済による利便性の向上が納税額の飛躍的な伸びに繋がったというようなご説明でした。ただ、今、直方と小竹の例がありますが、その返礼品が納税者にとっては魅力が大きくて、その返礼品によって、プラス手続きの利便性の向上がプラスして、納税の向上に繋がったのではないかなと思うのですが。

いま例に上げていただきました直方市、小竹町の返礼品は26年度と、また27年の途中からとで変わったりしたことがある、そういった相乗効果もあったのかどうかについては如何ですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

返礼品につきましては、すみません、いま現在の返礼品の数しか把握しておりませんが、直方市さんにつきましては、いま30品目を上げていらっしゃいます。小竹町さんについても14品目上げていらっしゃいます。

このインターネットのクレジット決済を導入した時に、返礼品の数を増やしたという数字を現在持ち合わせておりませんが、現在は以上のような状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第52号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第52号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第53号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第54号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第17 議案第55号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年5月31日付けで専決処分いたしました、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成28年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成28年5月31日付けで専決処分をしたものであります。

歳入歳出それぞれ1億340万3千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ27億4,952万5千円といたしました。

次に、日程第18 議案第56号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。



本補正予算は、総務費の一般管理費委託料で、国保納付金等算定に係るシステム改修費を追加するもので、委託料の追加に伴い国庫支出金の補正要因を調整したものであります。

歳入歳出それぞれ313万8千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ27億5,266万3千円といたしました。

以上が、日程第17 議案第55号及び日程第18 議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第55号について、質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

累積赤字が、今回昨年に比べたら減っています。

昨年度の単年度の収支はどうだったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

27年度の単年度の収支といたしましては、赤字解消分を入れなくて歳入歳出差引で724万4,542円の黒字となっています。

赤字解消分を入れた場合につきましては、4,211万5,542円の黒字となり、累積赤字は1億340万2千円となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

赤字解消分というのは、一般会計からの法定外繰入のことを言われているのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

町議の言うとおりに一般会計からの繰入になります。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第55号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第56号について 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 14時06分